

○ 令和5年分 給与と所得者の扶養控除等申告書

令和5年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

1	所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 54年1月1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者 本人	扶 扶養控除等申告書の提出 ※この申告書の提出は、あなたの給与について扶養控除等申告書を受け付けるために提出する必要がある。この申告書の提出は、あなたの給与について扶養控除等申告書を受け付けるために提出する必要がある。この申告書の提出は、あなたの給与について扶養控除等申告書を受け付けるために提出する必要がある。		
	給与の支払者の法人(個人)番号 11223344556677	あなたの個人番号 11223344556677	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者の有無 無					
2	源泉控除対象配偶者(注1)	氏名 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 54・10・5	令和5年中的所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 東京練馬区栄町23-7	住所又は居所 1234KokuseiStreet...USA	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合は記載してください)	
	3	控除対象扶養親族(16歳以上)(※20.1.1以前)	氏名 山川 一郎	あなたとの続柄 子	生年月日 13・2・4	0円	同居老親等 その他 特定扶養親族	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由
		氏名 山川 二郎	あなたとの続柄 子	生年月日 18・5・17	0円	同居老親等 その他 特定扶養親族	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由	
		氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 19・5・8	300,000円	同居老親等 その他 特定扶養親族	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由	
障害者、障害者又は勤労学生	氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 19・5・8	300,000円	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載については、裏面の「2」記載についてのご注意をお読みください)	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由 平成27年4月11日交付		
4	他の所得者D 控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	住所又は居所	異動月日及び事由	
	16歳未満の扶養親族(※20.1.2以後)	氏名 山川 太郎	あなたとの続柄 子	生年月日 21・7・5	0円	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由	異動月日及び事由	

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 54年1月1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者 本人	4 扶養控除等申告書の提出 ※この申告書の提出は、あなたの給与について扶養控除等申告書を受け付けるために提出する必要がある。この申告書の提出は、あなたの給与について扶養控除等申告書を受け付けるために提出する必要がある。この申告書の提出は、あなたの給与について扶養控除等申告書を受け付けるために提出する必要がある。
	給与の支払者の法人(個人)番号 11223344556677	あなたの個人番号 11223344556677	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者の有無 無			

▶1 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶3 あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1	源泉控除対象配偶者(注1)	氏名 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 54・10・5	令和5年中的所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 東京練馬区栄町23-7	住所又は居所 1234KokuseiStreet...USA	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合は記載してください)	
	2	控除対象扶養親族(16歳以上)(※20.1.1以前)	氏名 山川 一郎	あなたとの続柄 子	生年月日 13・2・4	0円	同居老親等 その他 特定扶養親族	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由
		氏名 山川 二郎	あなたとの続柄 子	生年月日 18・5・17	0円	同居老親等 その他 特定扶養親族	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由	
		氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 19・5・8	300,000円	同居老親等 その他 特定扶養親族	住所又は居所 東京練馬区栄町23-7	異動月日及び事由	

▶1 A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和5年中的合計所得金額の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和5年中的合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与と所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶2 B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

- イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)
- ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)
 - (ロ) 年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和5年中的において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和5年中的合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和5年中的合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶3 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 29.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和29年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 13.1.2 生～平 17.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成13年1月2日～平成17年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
	1,500,000円	950,000円
	1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

		①	②	③	④	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	本人	同居特別障害者	扶養親族	寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)
	区分	本人	同居特別障害者	扶養親族	寡婦	
	一般の障害者			①A	ひとり親	異動月日及び事由 山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付
	特別障害者			イ人	勤労学生	
	同居特別障害者			イ人		

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が90万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者は、所得者(生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。))で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

上記の障害者又は勤労学生に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

①	16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	フリガナ		個人番号	あなごの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(注)の有無	令和5年中の所得の見積額(円)	異動月日及び事由	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた合計所得金額を見積額を記載します。
		姓	名								
	1	山川	三郎	5.5.6.6.7.7.8.8.9.9.0.0	子	21.7.5	東京都練馬区栄町 23-7	○	0円		
	2										
③	退職手当等を有する配偶者・扶養親族	フリガナ		個人番号	あなごの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(注)の有無	令和5年中の所得の見積額(円)	異動月日及び事由	⑦ 寡婦又はひとり親
		姓	名								

注) 非居住者である親族(注)の有無は、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 20.1.2 以後生）

年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等(源泉徴収されるもの)に限ります。以下同じです。)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるもの)に限ります。又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和5年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人)をいいます。又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

令和5年分 給与と所得者の保険料控除申告書

1	所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎		
	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 東京都練馬区京町 23-7			
2	保険会社等 ●●生命 養老	保険等の種類 養老	保険金の受取人の氏名 山川 明子	区分 妻	控除額 25,000
	××生命 養老	10年	山川 明子	妻	80,000
3	●●生命 介護	10年	山川 太郎	本人	80,000
	××生命 個人年金	30年	山川 太郎	本人	90,000
4	●●生命 養老	10年	山川 太郎	妻	25,000
	××生命 養老	10年	山川 太郎	妻	80,000
5	●●生命 介護	10年	山川 太郎	本人	80,000
	××生命 個人年金	30年	山川 太郎	本人	90,000

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎
給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 東京都練馬区京町 23-7	

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

2	●●生命 養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	25,000
3	●●生命 介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	80,000
4	●●生命 個人年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	本人	90,000
5	●●生命 養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	25,000
	××生命 養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	80,000
	●●生命 介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	80,000
	××生命 個人年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	本人	90,000

▶② 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和5年分 生命保険料控除証明書			
契約番号 (証券記載番号) 〇〇〇〇△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 〇年〇月〇日	保険期間 10年	年金支払開始日
保険金受取人名 山川 明子		保険受取人生年月日 〇年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般証明額 (A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料 (C)	配当金 (相当額) (D)	介護医療証明額 (C-D)
年金	個人年金保険料 (E)	配当金 (相当額) (F)	個人年金証明額 (E-F)

(記載例の控除額の計算)
①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円 (計算式Ⅰ)
②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円 (計算式Ⅱ)
③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

▶③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)
⑤欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円 (計算式Ⅰ)

▶④ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)
④欄: 90,000円→最高40,000円 (計算式Ⅰ)
⑤欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円 (計算式Ⅱ)
⑥欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
⑦欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

▶⑤ 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)
④45,000円+③40,000円+⑦40,000円=125,000円
→最高120,000円
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

▶① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「(新・旧の区分)」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。
なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年金保険料については親族を除きます。)であることが必要です。
※「給与と所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

3 地震保険料控除額等の記入

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保費	保険等の受取者の氏名	地震保険料控除額	給与の支払者の氏名
××火災	地震(建物)	5千	山川 太郎 本人	42,000	◎
▲▲火災	積立傷害	20千	山川 太郎 本人	14,800	◎
③のうち地震保険料の金額の合計額				④ 42,000	円
③のうち旧長期損害保険料の金額の合計額				⑤ 14,800	円
地震保険料控除額				⑥の金額 (最高50,000円) 42,000	円
				⑦の金額が10,000円を超える場合は、⑤×1/2+5,000円 ※ 12,400	円
				(最高50,000円) 50,000	円
社会保険の種類				保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人(あなたが本年中に支払った保険料の金額)
合計(控除額)					円
小規模企業共済等掛金控除				種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
				独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
				確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
				確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円
				心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)					円

▶① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和5年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	○○○○××××
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額

42,000円(⑥の金額、最高50,000円)

+12,400円(⑦の金額が10,000円を超える

場合は⑤×1/2+5,000円、最高15,000円)

=54,400円→最高50,000円

▶② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

令和5年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和5年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
 神田 2 給与の支払者の法人番号 111212131314141515161617 あなたの氏名 山川 太郎
 税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与と所得者の基礎控除申告書 ◆
 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
 (2) 給与所得以外の所得の合計額
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000

◆ 給与と所得者の配偶者控除等申告書 ◆
 ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 950,000 400,000
 (2) 給与所得以外の所得の合計額
 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 400,000

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合は、記載する必要はありません。

2 控除額の計算
 900万円以下 (A) 48万円
 900万円超 950万円以下 (B) 32万円
 950万円超 1,000万円以下 (C) 16万円
 1,000万円超 2,400万円以下
 2,400万円超 2,450万円以下
 2,450万円超 2,500万円以下
 区分 I A (左のA～Cを記載)
 基礎控除の額 480,000

3 配偶者控除の額 380,000
 配偶者特別控除の額

4 控除額の計算
 900万円以下 (A) 48万円
 900万円超 950万円以下 (B) 32万円
 950万円超 1,000万円以下 (C) 16万円
 1,000万円超 2,400万円以下
 2,400万円超 2,450万円以下
 2,450万円超 2,500万円以下
 区分 II C 16万円
 基礎控除の額 480,000

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
 神田 2 給与の支払者の法人番号 111212131314141515161617 あなたの氏名 山川 太郎
 税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

▶1 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与と所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与と所得者の基礎控除申告書 ◆

1 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
 (2) 給与所得以外の所得の合計額
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000

2 ○ 控除額の計算
 900万円以下 (A) 48万円
 900万円超 950万円以下 (B) 32万円
 950万円超 1,000万円以下 (C) 16万円
 1,000万円超 2,400万円以下
 2,400万円超 2,450万円以下
 2,450万円超 2,500万円以下
 区分 I A (左のA～Cを記載)
 基礎控除の額 480,000

▶1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与と所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和5年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちらから

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額	
1円以上	550,999円以下	0	円
551,000円以上	1,618,999円以下	A-550,000円	円
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000	円
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000	円
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000	円
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000	円
1,628,000円以上	1,799,999円以下	A+4 (千円未満の端数切捨て) .000円	B×2+100,000円
1,800,000円以上	3,599,999円以下	A+4 (千円未満の端数切捨て) .000円	B×2-80,000円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A+4 (千円未満の端数切捨て) .000円	B×3-440,000円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A×0.9-1,100,000円	円
8,500,000円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)	A-1,950,000円	円
8,500,000円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)	A-1,950,000円-所得金額調整控除	円

(注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。
 ① (給与の収入金額 (※1) - 850万円) × 10%
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 ② 給与所得控除後の給与等の金額 (※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (※2) - 10万円
 ※2 10万円を超える場合は、10万円
 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶③ 区分 I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A~C) を記載します。
 (注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が10万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください (「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。
 ○「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①~④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名	配偶者の生年月日
(フリガナ) 配 偶 者 の 氏 名	配 偶 者 の 生 年 月 日
配 偶 者 の 氏 名	配 偶 者 の 生 年 月 日
ヤマカワ アキコ	55年 10月 5日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所	配偶者の生計を一にする事実
山 川 明 子	

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000円	6,973,000円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		6,973,000円

○控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	48万円	区分 I
	950万円超 1,000万円以下 (C)	1,000万円超 2,400万円以下		A (左のA~Cを記号)
	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	32万円	基礎控除の額
			16万円	480,000円

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000円	400,000円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		400,000円

○控除額の計算

判定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (※29.1.1以前生)	48万円超95万円以下	95万円超133万円以下	区分 II	②	配偶者控除の額
	48万円以下かつ年齢70歳未満					配偶者特別控除の額
						380,000円

区分 II の判定結果表

区分	①	②	③	④	①+②+③+④ (※印の金額)
区分 I	A 48万円	B 38万円	C 36万円	31万円	26万円
区分 II	A 48万円	B 36万円	C 24万円	21万円	18万円
要 約	配偶者控除	配偶者特別控除			

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 判定及び区分 II

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①~④) を「区分 II」欄に記載します。

▶④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分 I の判定結果 (A~C) と区分 II の判定結果 (①~④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分 II が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分 II が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください (該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することとし、残りは記載不要です)。
 なお、「要件」欄の②以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
 ○年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が負担しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★扶養親族等	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	★特別障害者
	同一生計配偶者 (右の★欄のみを記載)	★扶養親族等	ヤマカワ ジロウ	59年 5月 17日	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-24」を参照)
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	★扶養親族等	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所	あなたと配偶者の住所又は居所 (あなたの住所)	扶養控除等申告書とのとり
	扶養親族が年齢20歳未満 (※1.1.1以前生)	★扶養親族等	山 川 二 郎	子	0

(注) 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受けられる人及び白色事業専従者を除きます) で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下) の人を含みます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。